

平成28年(モ)第2058号 保全異議申立事件

(基本事件:平成28年(ヨ)第19号不動産仮差押命令申立事件)

債権者 片岡明幸

債務者 宮部龍彦

保全異議準備書面(2)

平成29年4月10日

横浜地方裁判所相模原支部保全係 御中

債務者 宮部 龍彦

第1 書面の訂正

平成29年2月2日付け債務者保全異議準備書面(1)について、「第1 保全異議答弁書に対する認否と反論」とあるのを「不動産仮差押申立書に対する認否と反論」と訂正する。

第2 債権者保全異議答弁書に対する反論

1 第2第1項「被保全権利の存在は明らかである」について

債権者はただ300万円という金額を主張するのみで、過去の裁判例、証憑書類や会計書類等、金額の算定根拠を示しておらず、疎明が行われているとは言えない。

2 第2第2項「債務者のその余の主張も全て失当である」について

根拠もなく300万円という法外な金額を主張し、債務者の自宅に差し押さえの登記をしたのだから、懲罰的と見なされて当然である。

第3 債権者保全異議準備書面1に対する認否と反論

1 同和地区 Wiki の管理と内容について(2～3頁)

ドメインの管理とサイトの管理は全く別の事項である。横浜地裁相模原支部平成28(ワ)8号間接強制申立事件の仮処分の内容を履行した件についても、サイトを削除したのではなく、ドメインを別のサイトに転送しただけである。

また、債権者から「同和地区 Wiki」の閉鎖を求められた事実はなく、債務者に「同和地区 Wiki」の閉鎖を求めたのは訴外部落解放同盟の代表として債務者と面談した訴外西島藤彦である。閉鎖を拒否したのは事実であるが、その際に、債務者は自分だけの意志ではどうにもならないと言っている。

なお、現在「同和地区.みんな」ドメインは部落解放同盟中央本部のサイトに転送しており、スマートフォンなどでアドレスバーに「同和地区.みんな」を入力すると、部落解放同盟中央本部のサイトが表示されるようになっている。

仮にドメインを所有していたことをもってサイトを管理したことになるにしても、同和地区 Wiki は不特定多数による情報発信が可能なサイトであり、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の「特定電気通信」に該当するものである(乙9)。そのため、掲載された情報が債務者自ら掲載したものであるか、「一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき」「二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」のみ賠償の責めに応じることになる。

債務者自ら同和地区 Wiki に全国部落調査の内容を掲載したことは認めるが、「部落解放同盟関係人物一覧」と題するページを開設した事実はない。

「部落解放同盟関係人物一覧」については、訴外西島藤彦から「同和地区 Wiki」の閉鎖を求められた際に特に触れられなかったし、債権者を含めた誰かから削除要請を受けたと言えるのは、横浜地裁相模原支部平成28(ワ)8号間接強制申立事件の申立書が到達した平成28年4月9日である。

なお、「部落解放同盟関係人物一覧」については、横浜地方裁判所は「債務者は、本件ウェブページ3は同日に削除されたと主張するものの、これを裏付ける疎明資料を提出せず、一件記録を精査しても、本件ウェブページ3が同月 18 日の原決定時までには削除されたことを示す疎明はない」(17頁)と判断したため、疎明資料を提出する。乙10は archive.is というウェブページの内容を保存するサイトに残されていたもので、平成28年4月13日の「同和地区 Wiki」の更新記録であり、同年4月9日に「「部落解放同盟関係人物一覧」を削除しました」との記録がある。

東京地方裁判所で本訴の当事者目録の閲覧制限が申し立てられたのは平成28年6月1日のことであり(乙11)、それまで形式的には秘密として扱われていなかった。

閲覧制限がされた前後に関わらず、本訴原告の氏名及び住所は、東京地方裁判所裁判官、書記官等も入手可能であるし、原告側と被告側ではむしろ原告側の方が多くの人に関わっている。Wiki サイトは誰でも編集が可能であるから、誰でも「部落解放同盟関係人物一覧」の記載内容に変更を加えることができ、債権者や債権者の周囲の人物であっても可能である。

債務者は昨年、別件でさいたま地裁から仮処分を受けた時に、公開されていないはずの仮処分決定の内容が判例時報(2203号99頁)に掲載され、そのことについて司法記者クラブの記者から取材されたことがあった。債務者が逆に「なんで公開の判決でもないものが判例時報に載るのか」と記者に問い

たら、「たぶん裁判官がリークしたんでしょね」という返事であった。そのようなことがあったので、裁判所に閲覧・謄写の記録がないからといって、事実として閲覧・謄写が行われていないとは言えない。

また、本訴は原告本人だけでも200人を超えるし、原告側は様々なところに裁判の支援を呼びかけているため、東京地方裁判所では103号法廷ですら口頭弁論の度に傍聴券が配布されるような状況である。

「部落ってどこ？ 部落民ってだれ？」(乙12)78ページ以降で書いたとおり、債権者解放同盟は政治的団体という性質上、組織内における個人情報管理が緩く、組織内に不満分子を相当抱えている。

これらの事実からすると、当初から「部落解放同盟関係人物一覧」は債権者解放同盟内部の人物が内部文書を流用して作成したことが疑われる。さらに、本訴の原告目録が流用されているとすれば、そのことをさらに裏付けているという見方もできる

2 部落の地名と「被差別部落出身者」の関係について(3頁)

横浜地方裁判所の決定(乙7, 8)によれば、「同和地区出身者」(=「被差別部落出身者」)とは同和地区の出身者のことを言うということである。

何を以て「出身者」というか、厳密な定義はないが、横浜地裁の判断通りであれば社会通念上は幼少期に長らく住んでいた場所が同和地区であれば「同和地区出身者」といことになる。

債務者の出身地は鳥取市下味野である。このことについては、次回審尋期日までに疎明する資料を提出する。

鳥取市下味野は間違いなく全国部落調査に掲載された同和地区の地名である(甲7, 73頁)。また、鳥取市がウェブサイトで公開している過去の市報(乙

13 <http://www.city.tottori.lg.jp/archives/shihou/img/pr/S521101.pdf>）、鳥取市の職員研修資料(乙14)にも、鳥取市下味野が同和地区指定されていることを示す記載がある。従って、債務者は間違いなく「同和地区出身者」ないし「被差別部落出身者」である。

しかし、「被差別部落出身者」たる債務者としては、単に同和地区とされた地名の場所に住んだ経歴があるということであって、それを「プライバシー」とは言えないと考える。単なる地名が「プライバシー」と言うのは異常な考えであり、部落に限ってそのような「特殊」な扱いをすることが、部落差別であると考えられる。

また、債務者がいわゆる「一般地区」の出身者であれば、自分の出身地がかつて墓場だろうと刑場だろうと、その歴史や政治的背景を自由に研究・発表できたはずである。例えば、平家の落人部落の出身者が出身地に興味を持って研究し、その結果として全国の落人部落の一覧を発表しても本件のような扱いはされないであろう。しかし、「同和地区」の出身者が、自分の出身地の歴史や政治的背景を研究・発表すると、部落解放同盟員に賠償金を支払わないといけないということは、理不尽極まりない。

債権者は「当事者を対等な国民として扱わ」ないというような立場に立つものではないというが、いずれにしても「被差別部落出身者」であることが権利侵害性に関して問題になるということなので、債権者は戸籍の附票の写しを提出して出身地を疎明すべきである。

なお、債権者は不動産仮差押申立書9頁で債権者の住所を既に知っている者にとっては、債権者が「被差別部落出身者」と判明するという趣旨の主張を行っているが、債権者保全異議準備書面1の3頁で自らの住所が全国部落調査に掲載されていないことを認めており、不動産仮差押申立書で虚偽の主張をしたことが明らかである。このため、債権者の主張は信用できないので、

債権者が「被差別部落出身者」であることの疎明がなおのこと必要である。

本来、このような主張をすることは債務者の信念に反するが、債務者が「被差別部落出身者」を自称し、自ら身元調査をしなければならないところまで追い込んだのであるから、債権者および裁判所はその責任を果たすべきである。

以上